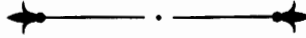


改訂版はしがき



■初版から改訂版までの動きなど

初版（2016年）の発行から10年が経過し、改訂の機会をいただけることとなりました。その間、初版で引用した法令（小振法、民法など）、ガイドライン（フランチャイズ・ガイドライン）につき改正が行われ、文献の改訂が行われました。小振法では同法施行規則の改正により情報開示が強化され、フランチャイズ・ガイドラインではコンビニ・フランチャイズ契約に関する記述の変更・追加がなされました。また、初版で取り上げた問題について、以下のような動きなどがありました。

○フランチャイジーの労働者性の否定について

岡山県労委命令（2014年）は、フランチャイジーの労働者性を肯定した。初版では、これに反対し、フランチャイジーはフランチャイザーに対する労務供給者ではなく、その労働者性は否定されるべきであるとの立場から、ビジネス・フォーマット型フランチャイズとしての理念型に遡って、フランチャイズ契約のライセンス契約性、非労務供給契約性、フランチャイザーとフランチャイジーの事業の別個独立性、両者の利害対立性、フランチャイジーの独立の事業者としての地位などについて議論し（Q10～12）、反対の理由を提示した。

その後の中労委命令（2019年）、地裁・高裁判決（2022年）により岡山県労委命令は取り消され、フランチャイジーの労働者性は否定されることとなった。裁判所判決の理由中の判断は、概ね、上記ビジネス・フォーマット型フランチャイズとしての理念型に合致するものと理解される（改訂版第6章序説）。

○フランチャイザーの使用者責任について

フランチャイジーの労務供給者性の否定は、フランチャイザーのフラ

ンチャイジーに対する労務供給契約に基づく指揮監督関係の否定につながる。その結果、使用者責任の要件たる使用関係は認められず、フランチャイザーはフランチャイジーの不法行為について使用者責任を負わないこととなる。

この点、フランチャイザーによるフランチャイジーの営業活動に対する助言義務と、フランチャイジーのこれに従う義務を根拠に、指揮監督関係を認め、使用者責任を肯定する学説もあるが、フランチャイザーによる助言・指導は、フランチャイジーの事業能力の向上を目的として、フランチャイズ契約の履行として、フランチャイズ・パッケージの提供としてなされるもので、その契約関係は労務供給契約とは異なるものであるので、指揮監督関係（使用関係）の根拠とはならず、使用者責任を肯定することはできないと理解される。改訂版では、同旨の理由および結論を示す裁判例を追加した（Q84）。

○廃棄ロスにロイヤルティをかけていないことについて

コンビニ・フランチャイズ契約の会計では、ロイヤルティは売上総利益（売上高一売上原価）にかけられるが、廃棄ロス原価高は売上原価から控除され（売上原価に含まれず）、営業費として取り扱われている（Q58）。売上高からマイナスされる売上原価から、さらに廃棄ロス原価高が控除（マイナス）されるので、計算の見かけ上は、廃棄ロス原価高は売上総利益の計算において（マイナスのマイナスすなわち）プラスの項目となる。そこで、廃棄ロス原価高にロイヤルティがかけられ、かつ、それは営業費としてフランチャイジーの負担となるので、フランチャイジーは廃棄ロス原価高に対するロイヤルティと、営業費の二重の負担を強いられている（二重に搾取されている）旨の批判がなされていた。2011年改正フランチャイズ・ガイドラインも、「廃棄ロス原価高が売上総利益に含まれる」「加盟者は廃棄ロス原価高を含む売上総利益に基づくロイヤルティも負担する」としていた（Q60）。

初版では、「マイナスのマイナス」（すなわちプラス）という計算の見かけ上、廃棄ロス原価高が売上総利益に含まれ、廃棄ロス原価高に対し

ロイヤルティがかけられているように見えるだけで、廃棄ロス原価高を売上総利益の一部とみて、これにロイヤルティをかけているのではない旨を指摘した。

その後の2021年改正フランチャイズ・ガイドラインは、上記の指摘を受け入れ、2011年改正フランチャイズ・ガイドラインの記述を削除した(改訂版Q60)。コンビニ・フランチャイザーにとって甚だ不名誉だった「二重の搾取」は否定されるに至った。

○信義則に対する意思表示の優先について

初版では、売上予測に関する情報提供義務違反や、フランチャイザーによる契約解消の制限(解除原因の限定、更新拒絶の止むを得ない事由)などを争点とする訴訟においては、抽象的な信義則ではなく、契約の解釈(当事者の意思)によって解決がなされるべきである旨を述べた。その理由は、訴訟において、原告が具体性に欠ける形で信義則違反を主張し、審理が停滞しがちなため、裁判所から被告(原告ではなく)に対し具体的事実に基づく論点を提示するよう要請することすらあったのだが、当事者(特に原告)が契約(取引)の背景・実情・慣行や、契約の交渉・成立・履行の各過程における説明・言動などによって推認される当事者の意思を中心とする主張・立証を行えば、審理の充実が図れるのではないかと考えたからである。

近年、上記訴訟分野が十分に活性化しているようには見受けられないが、裁判所は、従前から判決の文言上は信義則を援用しつつ、実質は当事者の意思表示を審理・判決の中心に置いていると解されるので、当事者も一層これを意識した訴訟活動を行い、その活性化に努めるべきではないかと思われる。

○契約条項の特殊性と法適合性の要件について

フランチャイズ契約の条項は、有償でフランチャイズ・パッケージを購入したフランチャイジーが、逆に営業活動を指定・義務づけられる(各種の拘束を受ける)とのアイロニカルな構造を有している点に特殊

性がある。営業活動の指定・義務づけ（拘束）の根拠（本書では、これをフランチャイジーが指定・義務づけを履行することが自己の利益に繋がり得るとの点に求めている。**Q29**）と、指定・義務づけが許される法適合性の要件（本書では、指定・義務づけが究極的にフランチャイジーの事業能力の向上に繋がり得る関係にあること〔有益性〕が要件となると理解している。**Q30**）の関係について、一層、議論を深める必要がある。また、フランチャイザーの実践としても、指定・義務づけが自己の必要や都合を優先し、フランチャイジーの利益を軽視していないかを強く自戒する必要があるのではないかと思われる。

■改訂の概要

改訂版では、随所において、初版で引用した法令・ガイドライン・文献などのアップデート（アップデートは2025年10月末日を基準とする）、誤記、不十分な表記・表現などの訂正・補足などを行ったほか、次の箇所につき記述の追加・変更などを行いました。

○契約期間中の競業禁止義務（**Q34**）の**A 2**（背景）**2**競業禁止条項の内容について

わかりやすくすることを目的とし、記述を全面的に変更。

○契約終了後の競業禁止義務（**Q35**）の**A 2**（背景）**2**競業禁止条項の内容について

同上。

○契約上の地位の無断譲渡の禁止（**Q37**）の**A 3**（補足）の**3**相続について

同上。

○契約内容の変更（新規事業の導入）（**Q41**）の**A 2**（背景）**3**契約における定め方と「新規事業」への該当性の関係(2)「新規事

業」への該当性について

わかりやすくすることを目的とし、末尾に記述を追加。

○売上予測の実務（Q53）のA2（背景）**1**売上予測について
わかりやすくすることを目的とし、記述を全面的に変更。

○24時間営業（営業時間の制限）（Q69）について

近年の24時間営業に関する動向を踏まえ、24時間営業を義務づける条項に加え、合意または選択による時短営業を認める条項を取り上げ、それぞれの条項に関する設問（Q69）、A1（結論）、A2（背景）、A3（解説）の記述を全面的に追加、変更。

○フランチャイジーの労働者性（第6章序説）について

岡山県労委命令がフランチャイジーの労働者性を肯定したのに対し、中労委命令、裁判所判決により労働者性が否定されたことを受け、**2**企図、**3**ポイント、注1）の記述を追加、変更。

○フランチャイザーの使用者責任（Q84）について

注9）を新設し、コンビニ・フランチャイズ契約におけるフランチャイザーと店長・店員との間の指揮監督の関係を否定し、店長・店員の不法行為についてのフランチャイザーの使用者責任を否定した裁判例を追加。また、フランチャイザーのフランチャイジーおよびその使用人に対する安全指導義務違反に基づく損害賠償請求を肯定した裁判例を追加。

令和8年3月 遠藤 隆

※ ※ はじめに ※ ※

■本書のねらい

本書は、筆者の実務上の経験や裁判例の動向などに基づき、フランチャイズ契約の契約実務・訴訟実務を処理するうえで必要不可欠と考えられる知識・理論を89の設問にまとめ、主として、法曹実務家や企業実務家の方々に念頭に、その解説・検討を試みるものです。

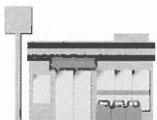
また、フランチャイズ契約の研究者・学習者や、フランチャイズ契約の当事者（加盟希望者を含む）、フランチャイズ・ビジネスへの参入を検討されている企業の担当者などの立場から、フランチャイズ契約に関心・関係を持たれている方々にも、参考となり得る情報を提供するよう努めました。

■フランチャイズ・ビジネスの拡大と法的問題

わが国で最初にフランチャイズ・ビジネスが導入されたのは、昭和38年、ダスキンの「愛の店」、不二家の洋菓子店であったといわれています。その後、フランチャイズ・ビジネスは様々な業種・業態において拡大の一途をたどっています。

その一方で、フランチャイズ契約に関しては、小振法、独禁法による開示規制、不公正な取引方法の規制の強化がはかられ、契約締結過程における情報提供義務、継続的契約の解消の制限、フランチャイザーの使用責任（名板貸責任）、いわゆるロス・チャージ、見切り販売の制限などを争点とする訴訟が提起され、最近では、地労委でフランチャイジーの労働者性が肯定されるなど、重要な法的問題が次から次に提起され続けています。

今後も、フランチャイズ・ビジネスの拡大が見込まれる中で、より多様で多数の法的問題が発生するのではないかと考えられます。



■フランチャイズ契約の難しさ

筆者は、三十数年にわたり、コンビニ・フランチャイズ契約を中心に、フランチャイズ契約の実務に携わってきましたが、幾度となくその難しさを痛感してきました。

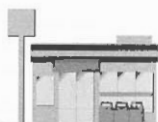
前記の法的問題に的確に対処するためには、単に契約の知識を習得するだけでは不十分で、フランチャイズ契約の基礎的概念〔契約の本質、定義、フランチャイザー・フランチャイジーの事業の区別、契約の法的性質（ライセンス契約性、非労務供給契約性）、法的特徴（事業の別個独立性、利害対立性、フランチャイジーの独立の事業者性）〕の定立や契約条項の体系的分析（条項をその趣旨・内容により体系的に整理・分類し、法適合性の要件を明確化すること）が必要と考えられますが、従来議論では、残念ながらこれらの点が十分ではなかったように感じられます。

■実務と理論の基礎固め

フランチャイズ契約に関しては、これまで、多数の書籍、論文が著されてきましたが、一通りの法的問題が出揃った感のある今日の時点で、実務を的確に処理し、取引の一層の適正化をはかるため、従前の議論を再検討し、実務と理論の基礎固めをする時期に来ているのではないかと考えられます。

自らの非力を顧みると、本書が基礎的概念の定立や契約条項の体系的分析につき、いかほどの成果を上げ得たか、忸怩たる思いもありますが、本書に反対の立場も含め、いささかなりとも議論の整理・活性化に資することができればと願っています。

平成28年9月 遠藤 隆



本書の特徴と構成

（（特徴））

本書の内容上の特徴としては、次の5点を挙げたいと思います。

◆フランチャイズ契約の基礎的概念

…ビジネス・フォーマット型フランチャイズとしての理念型の提示
フランチャイズ契約は典型契約ではないため、先行する実務上の知見に基づいて、基礎的概念（用語の定義や、法的性質・特徴など）を提示することが要請されます。

本書では、ビジネス・フォーマット型フランチャイズとしての理念型に基づき、その基礎的概念を明確にするよう努めました。また、「組織型契約」の概念や、商学ないし商業実務で提示されている「組織化小売業」「フランチャイズ・チェーン事業」などの概念についても検討しました。

◆フランチャイズ契約に特有の条項の整理・分類と法適合性の要件

…契約条項の一覧表と簡明な法適合性の基準の提示

フランチャイズ契約の条項は、その趣旨・内容、強制力の有無などが複雑に入り組み、体系的な整理・分析が容易ではなく、信義則や優越的地位の濫用を中心に裁判で議論がなされ、その法適合性の根拠と限界について、常に微妙な判断が強いられています。

本書では、契約実務の観点から、契約条項を①フランチャイジーの営業活動以外の行為の制限・禁止、②営業活動の指定・義務づけ、③営業活動に対する推奨、助言・指導の3つのグループに整理し、その典型例を挙げ、一覧表として提示しました。ま

た、グループごとに、当事者の利益衡量と契約条項の性質（目的の表裏一体性、任意性）などを踏まえ、法適合性の要件・判断を検討し、簡便・明確で利用しやすい基準を提示し、その判断の主要な枠組みを提示しました。

◆フランチャイジーの労組法上の労働者性

…非労務供給契約性に基づく労働者性の検討

フランチャイジーの労働者性は、労組法上の重要な論点ですが、フランチャイズ契約においても、従来の混沌とした理論状況に補助線を加えた感があり、議論の展開が注視される論点となっていました。

初版では、フランチャイジーの労働者性を肯定した岡山県労委命令を素材として、労務供給契約ではないフランチャイズ契約に総合判断説を適用することには無理があることと、フランチャイズ契約に総合判断説の「5 + 1」の要素を適用しても、フランチャイジーの労働者性は否定されることについて、商学ないし商業実務の議論にも立ち入って、詳細に検討しました。岡山県労委命令は後の中労委命令等により否定されましたが、議論の重要性に鑑み、改訂版でも初版の記述を残しています。

◆コンビニ・フランチャイズ契約

…独特の契約上・会計上の仕組みの解説

コンビニ・フランチャイズ契約は、わが国で最も普及したフランチャイズ契約であり、情報・物流が高度にシステム化され、契約実務で参考となる特有の契約上・会計上の仕組みを有し、数多くの民事訴訟、公取委による排除措置命令などで俎上に載せられている契約です。

本書では、契約上・商業上の観点からその概要と特徴を解説し、またロイヤルティの算定方法、商品・仕入先の推奨、仕入代

金の代行支払、オープン・アカウント、収納代行などの仕組みの詳細や、これに関連する主要な法的問題について、できる限り、取引の実情・慣行や、契約の背景・趣旨・目的などに遡って解説・検討しました。

◆情報提供義務、継続的契約解消の制限

…契約の解釈の立場から主要な判断の枠組みを提示

フランチャイズ契約の締結過程における情報提供義務や、フランチャイザーによる契約解消の制限（解除原因の限定、更新拒絶のやむを得ない事由）などが争点となっている訴訟は、信義則と債務不履行が複雑に絡み合い、訴訟実務上の対応が難しい分野となっています。

本書では、裁判所が重視していると思われる伝統的な私的自治の立場に立ち、情報提供義務の有無や、契約解消の制限の範囲について、抽象的な信義則ではなく、契約の解釈（当事者の意思）によって決定されるべきであるとの考えに基づき、契約解釈の主要な枠組みを提示し、訴訟実務上の対応を検討しました。

（（構成））

●Q & A

各Q & Aにおいて、まず、Qで設問のテーマを掲げたうえで、具体的な質問を設けています。Aでは、A1で質問への解答の結論、A2で設問の背景、A3でA1の結論の解説を述べていますが、適宜、A2、A3を省略・統合しています。なお、各Q & Aの独立性と読み易さを優先するため、記述を重複させた箇所があります。

●序章／序節

本書の冒頭に序章を設け、フランチャイズ契約の体系的理解と契約の適正化の方向を鳥瞰しました。また、第1章から第6章の各章の冒頭に、序節を設け、各章の概要、企図、ポイントなどを補足しましたので、適宜、ご参照ください。

●定 義

本書の各箇所で用語の定義をしていますが、当該用語は、末尾の索引に記載しましたので、ご参照ください。なお、読み易さを優先するため、あえて重複して用語の定義を置いた箇所があります。また、同じ意味を有する複数の用語については、できる限り統一しようと思いましたが、各種の事情により、複数の用語を使用した場合もあります（例：フランチャイジー、加盟者、加盟店主、加盟店経営者）。

●記 述

本書では、類書のように、裁判例に基づき、契約の開始から終了まで、一通りの実務を解説するというスタイルは採っておらず、契約実務（契約書の作成・運用の相談）の観点を中心に、実務に欠かせない重要な知識・論点を抽出し、これについて解説・検討するというスタイルを採っています。

回答が長文となったり、細かな分類・場合分けに基づき議論を展開した箇所では、視覚的な理解が容易となるよう、数多くの図表を掲載しましたので、ご参照ください。

●文献引用

時間的・能力的制約により、参考裁判例、文献の網羅的な整理・分析、引用は行っていません。引用文献に漏れ・誤りがあった場合はご容赦ください。

●誤認・誤解

実務書としては、独自の視点から従来の議論を整理したり、独自の意見を提示したりした部分が、相当多くなっています。誤認・誤解などがありましたら、ご容赦いただくとともに、ご教示いただけると幸甚に存じます。

●意見・表現

本書の記述中、意見にわたる部分はすべて筆者の私的な考えを述べたものであり、筆者が所属し、または関係するいかなる組織・団体の考えを述べたものではありません。また、契約内容や解釈論の傾向、趨勢などの表現に関しては、注意を払ったつもりですが、不適切な表現がありましたら、ご指摘いただけると幸甚に存じます。

●資料

本書で取り上げたフランチャイズ契約の内容については、公刊物に掲載された裁判書・命令書、各フランチャイザーが公表した小振法に基づく法定開示書面、契約書式集、法学・商学・商業実務に関する書籍・論文などを参考に記述しています。筆者が職務上・個人的に収集した非公開の資料・情報に基づく記述はありません。

引用文献・略称

[フランチャイズ契約関連書籍] (年代順)

川越 【法理論】	川越憲治「フランチャイズシステムの法理論」(商事法務研究会/2001)
金井 【理論分析】	金井高志「フランチャイズ契約裁判例の理論分析」(判例タイムズ社/2005)
小塚 【契約論】	小塚荘一郎「フランチャイズ契約論」(有斐閣/2006)
神田 【実務と書式】	神田孝「フランチャイズ契約の実務と書式/改訂版」(三協法規出版/2018)
西口編 【判例ハンドブック】	西口元、奈良輝久、若松亮編「フランチャイズ契約(判例ハンドブック)」(青林書院/2012)
西口編 【法律相談】	西口元、木村久也、奈良輝久、清水建成編「フランチャイズ契約の法律相談/第3版」(青林書院/2013)

[民商法関連書籍] (分野別)

四宮 【総則】	四宮和夫「民法総則/第四版補正版」(弘文堂/1996)
星野 【概論Ⅱ】	星野英一「民法概論Ⅱ(物権・担保物権)」(良書普及会/1977)
星野 【概論Ⅲ】	星野英一「民法概論Ⅲ(債権総論)」(良書普及会/1978)
星野 【概論Ⅳ】	星野英一「民法概論Ⅳ(契約)」(良書普及会/1987)
平井 【契約総論】	平井宜雄「債権各論Ⅰ 上 契約総論」(弘文堂/2010)
中田 【継続的取引】	中田裕康「継続的取引の研究」(有斐閣/2010)
佐藤 【実務契約法】	佐藤孝幸「実務契約法講義/第4版」(民事法研究会/2012)

加藤編 【判例 Check 契約 締結上の過失】	加藤新太郎編【判例 Check 契約締結上の過失／ 改訂版】（新日本法規／2012）
加藤編 【判例 Check 継続 的契約】	加藤新太郎編【判例 Check 継続的契約の解除・ 解約／改訂版】（新日本法規／2014）
鴻 【総則】	鴻常夫【商法総則／新訂第5版】（弘文堂／1999）
平出 【商行為法】	平出慶道【商法Ⅲ／商行為法】（青林書院／1988）
江頭 【商取引法】	江頭憲治郎【商取引法／第9版】（弘文堂／2022）
中山 【特許法】	中山信弘【特許法／第五版】（弘文堂／2023）
山本 【要説】	山本庸幸【要説・不正競争防止法／第4版】（発 明協会／2006）
菅野 【労働法】	菅野和夫【労働法／第十三版】（弘文堂／2024）
中小企業庁編 【小振法解説】	中小企業庁小売商業課編【中小小売商業振興法の 解説】（通商産業調査会／1992）
伊従編 【独禁法Q & A】	伊従寛、矢部丈太郎編【実務解説 独禁法Q & A】 （青林書院／2007）
伊藤 【破産法・民事再生 法】	伊藤眞【破産法・民事再生法／第5版】（有斐閣 ／2022）

[商学・商業実務関連書籍]（年代順）

協会編 【ハンドブック】	日本フランチャイズチェーン協会編【フランチャ イズハンドブック／第4版】（碩学舎／2025）
石川 【基礎】	石川和男【基礎からの商業と流通／第4版】（中 央経済社／2018）
久保村編 【通論】	久保村隆祐編【商学通論／九訂版】（同文館出版 ／2016）

[雑誌等]

近大法学	近畿大学法学
金商	金融・商事判例
金法	旬刊金融法務事情
ジュリ	ジュリスト
新報	法学新報
曹時	法曹時報
判時	判例時報
判タ	判例タイムズ
法時	法律時報
民集	大審院・最高裁判所民事判例集

* 巻・号・頁、発行年は省略。

[法律]

独禁法	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律
小振法	中小小売商業振興法
不競法	不正競争防止法
労契法	労働契約法
労組法	労働組合法
労基法	労働基準法

[その他]

公取委	公正取引委員会
地労委	地方労働委員会
セブン-イレブン・ ジャパン社	株式会社セブン-イレブン・ジャパン
日本フランチャイズ チェーン協会	一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会
岡山県労委命令	岡委平成22年（不）第2号不当労働行為救済申立事件についての、岡山県労働委員会の平成26年3月13日命令

CONTENTS

序 章	フランチャイズ契約の 体系化と取引の適正化	1
------------	----------------------------------	----------

第1章	フランチャイズ契約の概念	7
------------	---------------------	----------

序 節	基礎的概念の理念的考察	8
------------	--------------------	----------

第1節	フランチャイズ契約の定義	12
------------	---------------------	-----------

- Q1** フランチャイズ契約の定義…………… 12
フランチャイズ契約とは、どのような契約のことをいうのですか。
- Q2** フランチャイズ・パッケージの内容…………… 18
フランチャイズ・パッケージの内容はどのようなものですか。
- Q3** フランチャイズ・パッケージの提供方法・利用許諾…… 23
フランチャイズ・パッケージは、どのような方法によって提供され、利用許諾されますか。
- Q4** フランチャイジーへの商品供給の仕組み…………… 27
フランチャイジーは、どのような方法によって、顧客に販売する商品やその原材料、部材、部品などの供給を受けますか。

- Q5** フランチャイズ・パッケージ利用の対価（加盟金・ロイヤルティ）…………… 31
 フランチャイジーは、フランチャイズ・パッケージの利用の許諾を受ける対価として、どのような種類の金銭をフランチャイザーに支払いますか。
- Q6** フランチャイジーによる対象事業の経営…………… 34
 フランチャイジーが、自らの名義と計算において対象事業を経営するとは、どのようなことを意味しますか。また、対象事業の損益計算は、どのような内容となっていますか。
- Q7** フランチャイザーによるフランチャイズ事業の経営…… 40
 フランチャイズ契約において、フランチャイザーはいかなる事業を営んでいますか。また、フランチャイズ事業の損益計算は、どのような仕組みとなっていますか。

第2節 フランチャイズの種類

47

- Q8** ビジネス・フォーマット型フランチャイズ…………… 47
 ビジネス・フォーマット型フランチャイズとはどのようなフランチャイズのことをいうのですか。
- Q9** 商標フランチャイズ、製造フランチャイズ…………… 52
 商標フランチャイズ、製造フランチャイズとは、どのようなフランチャイズのことをいうのですか。ビジネス・フォーマット型フランチャイズとはどこが違いますか。

- Q10** ライセンス契約性…………… 56
フランチャイズ契約は、いかなる法的性質を有する契約と理解すべきですか。
- Q11** 非労務供給契約性…………… 67
フランチャイズ契約は、フランチャイジーがフランチャイザーに労務を供給する契約ですか。
- Q12** フランチャイザーとフランチャイジーの事業の別個独立性、両者の利害対立性、フランチャイジーの独立の事業者性…… 74
フランチャイズ契約には、どのような法的特徴が認められますか。
- Q13** 組織型契約…………… 83
フランチャイズ契約を組織型契約の概念で説明する学説は、どのような内容のものですか。
- Q14** 組織化小売業…………… 89
フランチャイズ契約を組織化小売業の概念で説明する学説は、どのような内容のものですか。
- Q15** フランチャイズ・チェーン事業…………… 93
「フランチャイズ・チェーン事業」とは、どのような事業のことをいうのですか。フランチャイズ・チェーン事業内部における、フランチャイザーとフランチャイジーの「統合、分業の関係」とは、どのような関係のことをいうのですか。

第4節 類似・隣接の契約類型

100

Q16 ライセンス契約…………… 100

ライセンス契約とは、どのような契約のことをいうのですか。ライセンス契約は、フランチャイズ契約とどのような点で異なりますか。

Q17 特約店契約…………… 105

特約店契約とは、どのような契約のことをいうのですか。特約店契約は、フランチャイズ契約と、どのような点で異なりますか。

Q18 代理商契約…………… 110

代理商契約とは、どのような契約のことをいうのですか。代理商契約は、フランチャイズ契約と、どのような点で異なりますか。

Q19 ボランタリー・チェーン契約…………… 115

ボランタリー・チェーン契約とは、どのような契約のことをいうのですか。ボランタリー・チェーン契約は、フランチャイズ契約と、どのような点で異なりますか。

Q20 エリア・フランチャイズ契約…………… 121

エリア・フランチャイズ契約とは、どのような契約のことをいうのですか。エリア・フランチャイズ契約は、フランチャイズ契約と、どのような点で異なりますか。

第5節 フランチャイズ契約に適用される法律

126

Q21 フランチャイズ契約に適用される法律…………… 126

フランチャイズ契約について規定した法律はありますか。

- Q22** 小振法…………… 130
フランチャイズ契約は、小振法によって、どのような規制を受けていますか。
- Q23** 独禁法（1）不公正な取引方法…………… 136
フランチャイズ契約に適用される独禁法の規定には、どのようなものがありますか。
- Q24** 独禁法（2）フランチャイズ・ガイドライン…………… 140
フランチャイズ契約に関する独禁法の運用について、フランチャイズ・ガイドラインは、どのような内容を定めていますか。

第2章 フランチャイズ契約に特有の条項 の整理・分類と法適合性の要件

147

序 節 契約条項の体系的整理・分類 148

第1節 フランチャイズ契約に特有の条項の整理・ 分類と法適合性の要件 153

- Q25** フランチャイズ契約に特有の条項…………… 153
フランチャイズ契約に特有の条項（フランチャイズ・パッケージの内容に関連する条項であって、実務上、その法適合性が問われることの多い条項）としては、どのような条項がありますか。

- Q26** フランチャイジーの営業活動以外の行為を制限・禁止する条項…………… 156
フランチャイズ契約中の条項によって、フランチャイジーの営業活動以外の行為は、どのような制限・禁止を受けますか。
- Q27** フランチャイジーの営業活動以外の行為を制限・禁止する条項の法適合性の要件…………… 158
フランチャイジーの営業活動以外の行為を制限・禁止する条項は、いかなる範囲で法適合性を有しますか。
- Q28** フランチャイジーの営業活動を指定・義務づける条項… 166
フランチャイズ契約中の条項によって、フランチャイジーの営業活動は、どのような指定・義務づけを受けますか。
- Q29** フランチャイジーの営業活動を指定・義務づける条項の性質…………… 169
フランチャイジーの営業活動を指定・義務づける条項は、どのような性質を有していますか。
- Q30** フランチャイジーの営業活動を指定・義務づける条項の法適合性の要件…………… 175
フランチャイジーの営業活動を指定・義務づける条項は、いかなる範囲で法適合性を有しますか。
- Q31** フランチャイジーの営業活動に対する推奨、助言・指導を規定する条項…………… 189
フランチャイズ契約中の条項によって、フランチャイジーの営業活動は、どのような推奨、助言・指導を受けますか。

- Q32** フランチャイジーの営業活動に対する推奨、助言・指導を規定する条項の性質…………… 191

フランチャイジーの営業活動に対する推奨、助言・指導を規定する条項は、どのような性質を有していますか。

- Q33** フランチャイジーの営業活動に対する推奨、助言・指導を規定する条項の法適合性の要件…………… 193

フランチャイジーが営業活動に対する推奨、助言・指導に従わない場合、フランチャイザーは、いかなる限度で、チェーン・イメージの統一性を保つことを理由として、推奨、助言・指導に従うよう要請できますか。

第3章 フランチャイズ契約の 条項の法適合性の判断

205

序 節 契約条項の法適合性 206

第1節 フランチャイズ契約に特有の条項の 法適合性の判断 210

- Q34** 契約期間中の競業禁止義務…………… 210

フランチャイズ契約の期間中、フランチャイジーに対し競業行為を禁止する旨を規定した条項は、いかなる範囲において法適合性を有しますか。

- Q35 契約終了後の競業禁止義務**…………… 218
フランチャイズ契約の終了後、フランチャイジーに対し競業行為を禁止する旨を規定した条項は、いかなる範囲において法適合性を有しますか。
- Q36 違約金**…………… 228
フランチャイジーがノウハウの守秘義務、競業禁止義務に違反した場合、フランチャイザーは違約金の支払をフランチャイジーに請求することができる旨を規定した条項は、いかなる範囲で法適合性を有しますか。
- Q37 契約上の地位の無断譲渡の禁止**…………… 233
フランチャイジーは、フランチャイザーの承諾なく、フランチャイズ契約に基づく契約上の地位（フランチャイジーの地位）を第三者に譲渡できない旨を規定した条項は、いかなる範囲で法適合性を有しますか。
- Q38 取引先の指定・制限**…………… 238
フランチャイジーが商品を仕入れる取引先（仕入先）をフランチャイザー自身に指定し、あるいはフランチャイザーの指定する会社に制限する旨の条項は、いかなる範囲において法適合性を有しますか。
- Q39 仕入数量の強要**…………… 244
フランチャイザーは、フランチャイジーの仕入商品の発注（発注する商品の品目・数量）を指導する旨を規定した条項がある場合に、発注指導に従わないフランチャイジーに対し、いかなる限度で、発注指導に従うよう要請できますか。

Q40 販売価格の制限 253

フランチャイザーは、フランチャイジーが顧客に販売する商品の価格を推奨する旨を規定した条項がある場合に、推奨価格に従わないフランチャイジーに対し、いかなる限度で、推奨価格に従うよう要請できますか。

Q41 契約内容の変更（新規事業の導入） 260

フランチャイズ契約において、フランチャイザーが「当初のフランチャイズ契約に規定されていない新規事業の導入によって、加盟者が得られる利益の範囲を超える費用を負担することとなるにもかかわらず、本部が新規事業を導入しなければ不利益な取扱いをすること等を示唆し、加盟者に対して新規事業の導入を余儀なくさせ」た場合、当該行為は法適合性を有しますか。

Q42 取扱商品、販売方法の指定 272

フランチャイザーは、フランチャイジーが顧客に販売する商品（取扱商品）、販売方法を指定することができる旨を規定した条項は、いかなる範囲において法適合性を有しますか。

Q43 テリトリー権 278

フランチャイジーには独占的なテリトリー権がなく、フランチャイザーはフランチャイジーが経営する店舗の近隣に自由にフランチャイズ店、直営店を出店することができる旨を規定した条項が設けられている場合、フランチャイザーの近隣出店が制限を受けることはありますか。

**フランチャイズ契約の終了を規定する
条項の法適合性の判断**

第2節

290

Q44 契約期間 290

フランチャイズ契約において、契約期間はどのような要素を勘案して設定されますか。不相当な期間が設定された場合、どのような不都合が生じますか。

Q45 契約の解除原因 296

フランチャイジーの契約違反を解除事由とする条項が設けられている場合において、フランチャイザーが当該条項に基づきフランチャイジーの契約違反を理由に契約を解除したとき、当該解除権行使はいかなる範囲で効力が認められますか。

Q46 フランチャイザーの中途解約 307

フランチャイザーは、契約期間中であっても、自己の都合で、一定の予告期間を置き、一定額の解約金を支払うことにより、フランチャイズ契約を中途解約することができる旨の条項が設けられている場合において、フランチャイザーは当該条項に基づき契約を中途解約することができますか。

Q47 フランチャイジーの中途解約 317

フランチャイジーは、契約期間中であっても、自己の都合で、一定の予告期間を置き、一定額の解約金を支払うことにより、フランチャイズ契約を中途解約することができる旨の条項が設けられている場合において、フランチャイジーは当該条項に基づき契約を中途解約することができますか。

Q48 更新拒絶のやむを得ない事由 326

フランチャイザーは、契約期間が満了した場合、自由な判断で、契約を更新するか否かを決定することができる旨を規定した条項が設けられている場合、フランチャイジーから契約の更新を求められたときは、フランチャイザーは、これを自由な判断で拒絶することができますか、それとも、更新の拒絶にはやむを得ない事由の存在を必要としますか。

第4章 フランチャイズ契約の締結 過程における情報提供義務

337

序 節 情報提供義務

338

第1節 売上予測に関する情報の提供義務

342

Q49 フランチャイズ・ガイドライン…………… 342

フランチャイザーが売上予測を提示する場合、フランチャイズ・ガイドラインではどのようなことが要求されていますか。フランチャイザーが売上予測を提示しないでフランチャイズ契約を締結することは、フランチャイズ・ガイドラインに違反しますか。

Q50 売上予測を提示した場合の情報提供義務（1）裁判例… 349

フランチャイザーがフランチャイジーに売上予測を提示した場合、裁判例では、当該売上予測につき、いかなる水準的的確性がないと、損害賠償義務を負うこととなりますか。

Q51 売上予測を提示した場合の情報提供義務（2）法的根拠 359

フランチャイザーは、フランチャイジーに提示した売上予測につき、いかなる法的根拠に基づき、的確性を備えた情報の提供義務を負うのですか。

Q52 売上予測を提示すべき積極的な義務…………… 370

フランチャイザーは、売上予測を積極的に提示する義務を負いますか。売上予測を提示しない方法によりフランチャイズ契約を締結した場合、信義則に基づく情報提供義務違反を理由に損害賠償義務を負うことがありますか。

Q53 売上予測の実務 380

小売業における売上予測の実務では、どのような予測手法が採られていますか。各予測手法の中では、どの手法が合理的と考えられますか。

Q54 売上予測の限界と提示方法 389

売上予測にはどのような限界がありますか。また、売上予測の限界は、売上予測の提示方法にいかなる影響を与えますか。

第2節	契約（フランチャイズ・パッケージ）の内容に関する情報の提供義務	415
------------	--	-----

Q55 契約（フランチャイズ・パッケージ）の内容に関する情報の提供義務 415

フランチャイザーは、フランチャイズ契約（フランチャイズ・パッケージ）の内容に関し、情報提供義務を負いますか。

第5章 コンビニ・フランチャイズ契約	421
---------------------------	-----

序 節	コンビニ・フランチャイズ契約	422
------------	-----------------------	-----

第1節 コンビニ・フランチャイズ契約の概要と特徴 425

- Q56** コンビニ・フランチャイズ契約の概要…………… 425
コンビニ・フランチャイズ契約は、概要、どのような内容の契約
となっていますか。
- Q57** コンビニ・フランチャイズ契約の特徴…………… 440
コンビニ・フランチャイズ契約は、他のフランチャイズ契約と比
較し、どのような特徴を有していますか。

第2節 コンビニ・フランチャイズ契約に特有の 仕組みと、これに関連する法的問題 448

- Q58** ロイヤルティ（売上原価）の計算方法…………… 448
コンビニ・フランチャイズ契約では、ロイヤルティはどのように
計算されていますか。また、ロイヤルティの計算において、売上
原価は廃棄ロス、棚卸ロスを含まない形で計算されるといわれて
いますが、それはどのようなことを意味するのですか。
- Q59** ロス・チャージ訴訟…………… 456
ロス・チャージ訴訟とは、どのような訴訟のことをいうのですか。
どのような内容の判決が出されていますか。
- Q60** 廃棄ロス、棚卸ロスにロイヤルティをかけているか…………… 464
コンビニ・フランチャイズ契約では、フランチャイザーは、廃棄
ロスにロイヤルティをかけていることとなりますか。

**Q61 廃棄ロスを売上原価に含めず、販管費（営業費）とする
会計処理と増量発注の強要のおそれ…………… 470**

コンビニ・フランチャイズ契約において、フランチャイザーのフランチャイジーに対する商品の仕入（発注）の助言・指導に関し、増量発注を強要するおそれが強いといわれる理由はどのようなものですか。また、フランチャイザーが発注（発注する商品の品目・数量）の指定を行うとしたら、その法適合性はどのように判断されると考えられますか。

Q62 見切り販売の制限…………… 477

コンビニ・フランチャイズ契約において、フランチャイザーが推奨した商品の販売価格を強要し、フランチャイジーによる見切り販売を制限する行為について、その法適合性はいかに判断されますか。

Q63 商品・仕入先の推奨…………… 487

コンビニ・フランチャイズ契約では、商品はどのような仕組みにより、フランチャイジーに供給されていますか。

Q64 商品の仕入代金の代行支払の仕組み…………… 493

フランチャイザーは、どのような仕組みによって、フランチャイジーの仕入先に対する商品の仕入代金の支払債務を代行支払し、その立替金債権の支払を受けているのですか。

Q65 商品の仕入代金の代行支払と報告訴訟、請求書訴訟…………… 497

フランチャイジーは、フランチャイザーに対し、フランチャイザーが仕入先に代行支払した仕入代金の明細の報告を求められますか。また、代行支払した際に仕入先からフランチャイジーに宛て発行された請求書、領収書の引渡しを求められますか。

Q66 リベートの帰属 506

フランチャイザーが仕入先との間で、チェーン全店の仕入実績に応じ、仕入先からリベートの支払を受ける旨の約束を交わし、仕入先からリベートを受領した場合、そのリベートはフランチャイザー、フランチャイジーいずれの収入となりますか。

Q67 オープン・アカウントの仕組み 513

オープン・アカウントは、どのような仕組みの勘定ですか。

Q68 オープン・アカウントと債権差押えの関係 523

フランチャイジーの債権者は、フランチャイジーのフランチャイザーに対する次の債権を差し押えることができますか。

- ①事業者収入（フランチャイジーのフランチャイザーに対する事業者収入の支払請求権）
- ②奨励金（フランチャイジーのフランチャイザーに対する奨励金の支払請求権）
- ③貸付金（フランチャイジーのフランチャイザーに対する毎月の差引計算後の貸方残高の貸付金の支払請求権）
- ④清算金（フランチャイジーのフランチャイザーに対するフランチャイズ契約の終了による清算金の支払請求権）

Q69 24時間営業（営業時間の制限） 527

- ①コンビニ・フランチャイズ契約において、24時間営業を義務づける条項がある場合、フランチャイジーは、優越的地位の濫用を理由に、24時間営業を拒むことができますか。
- ②また、24時間営業を原則としつつ、フランチャイザーとの合意またはフランチャイジーの選択による時短営業を認める条項の場合、24時間営業を拒むことができますか。

Q70 フランチャイズ・パッケージに関する契約責任 536

コンビニ・フランチャイズ契約において、フランチャイジーに提供されたフランチャイズ・パッケージの一部に関し、次のような事態が発生した場合、フランチャイザーはフランチャイジーに対

し、どのような責任を負いますか。

- ①推奨した仕入先が納品した商品の品質不良
- ②推奨した仕入先による商品の納品時間（店着時間）の遅れ
- ③提供した商品の受発注用の情報システムの不具合

Q71 収納代行サービスの仕組みと為替取引への該当性…………… 541

コンビニエンスストアで取り扱われている電気料金、電話料金などの公共料金の収納代行サービスは、どのような仕組みで行われていますか。収納代行サービスは為替取引に該当しますか。

Q72 収納代行サービスの法適合性…………… 549

フランチャイザーが収納代行サービスの取扱いをフランチャイジーに義務づけた（強制した）場合、その法適合性は肯定されますか。

第6章 フランチャイジーの労組法、 労基法上の労働者性の問題

555

序 節

フランチャイジーの労働者性

556

第1節

労組法

560

Q73 総合判断説…………… 560

労組法第3条の労働者性の判断に用いられる総合判断説とは、どのような学説ですか。

- Q74 岡山県労委命令の概要** 565
セブン-イレブン・ジャパン社の加盟店主を労組法上の労働者と認めた岡山県労委命令の内容はどのようなものですか。
- Q75 フランチャイジーの労務供給者該当性** 576
フランチャイジーは、請負、委任などの労務供給契約の従業者と同様、労組法の労働者性の前提となる労務供給者に該当しますか。
- Q76 事業組織への組入れ** 595
フランチャイジーは、フランチャイザーの事業組織（フランチャイズ事業の組織）に組み入れられていますか。
- Q77 契約内容の一方的決定** 603
フランチャイズ契約は、その内容がフランチャイザーにより一方的・定型的に決定されていますが、なぜフランチャイザーが一方的・定型的に決定しているのですか。
- Q78 報酬の労務対償性** 612
フランチャイジーは、フランチャイザーの経営するフランチャイズ・チェーン事業に労務を供給し、その対価（報酬）を得ていますか。それとも、対象事業の経営による事業者収入を得ていますか。
- Q79 諾否の自由** 621
フランチャイジーは、フランチャイザーからの業務の発注につき、諾否の自由を有しますか。
- Q80 指揮監督関係、時間的・場所的拘束等の有無および程度** ... 627
フランチャイジーは、フランチャイザーから、対象事業の経営に関し、指揮監督や、時間的・場所的拘束を受けていますか。

- Q81 独立の事業者としての実態を備えていると認めるべき
特段の事情**…………… 634

独立の事業者としての実態を備えていることは、総合判断説の適用において、いかなる意味を有しますか。フランチャイジーは、独立の事業者としての実態を備えていますか。

第2節 労基法

648

- Q82 労基法上の労働者該当性**…………… 648
フランチャイジーは、労基法上の労働者に該当しますか。

第7章 その他（フラチャイザー の名板貸責任など）

653

- Q83 フランチャイザーの名板貸責任**…………… 654
フランチャイザーは、フランチャイジーが顧客に販売した商品に品質不良があった場合、フランチャイジーの契約責任につき、顧客に対し、名板貸責任を負いますか。
- Q84 フランチャイザーの使用責任**…………… 662
フランチャイザーは、フランチャイジーが経営する店舗のスタッフが、その接客態度をめぐって来店した顧客と口論になり、もみ合いの末、傷害を負わせた場合、来店客に対し責任を負いますか。
- Q85 フランチャイザーの破産・民事再生**…………… 677
フランチャイザーが破産手続・民事再生手続の開始決定を受けた場合、フランチャイズ契約はどうなりますか。

Q86 フランチャイジーの破産・民事再生…………… 687

フランチャイジーが破産・民事再生の開始決定を受けた場合、フランチャイズ契約はどうなりますか。

Q87 フランチャイザーについての企業買収…………… 696

フランチャイザーが、同種のフランチャイズ事業を営む別の（同業他社の）フランチャイザーに企業買収された場合、フランチャイジーの立場はどうなりますか。

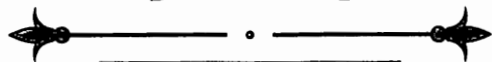
Q88 個人情報の取得、利用・管理…………… 702

フランチャイズ契約に基づく店舗営業に関連して顧客の個人情報が取得される場合としては、どのような場合がありますか。また、個人情報の取得に関係するフランチャイザー、フランチャイジー、仕入先、カード会社などの事業者のうち、個人情報保護法の適用や、財産権としての顧客情報の帰属との関係において、個人情報を取得し、利用・管理する権利義務を有するのは、いずれの事業者ですか。

Q89 取引情報に関する権利の帰属…………… 710

フランチャイズ契約に基づく店舗営業に関連して取得される取引情報（仕入情報・販売情報）を取得し、利用する権利を有するのは、フランチャイザー、フランチャイジーのどちらですか。

序 章



フランチャイズ契約の
体系化と取引の適正化

冒頭にあたり、フランチャイズ契約の体系化と取引の適正化について、本書と反対説の相違点を鳥瞰したいと思います。

1 フランチャイズ契約の体系化

(1) 本書の立場

本書は、次のとおり、ビジネス・フォーマット型フランチャイズとしての理念型に基づく基礎的概念の定立と、契約条項の整理・分類を中心に、フランチャイズ契約の体系化をはかっています。

◆ビジネス・フォーマット型フランチャイズとしての理念型に基づく基礎的概念の定立

- ・フランチャイズ契約の本質を、ビジネス・フォーマット型フランチャイズと理解（Q8）
- ・フランチャイズ契約を、フランチャイザーがフランチャイジーにビジネス・フォーマットとしてのフランチャイズ・パッケージを有償で提供・利用許諾する契約と定義（Q1）
- ・フランチャイザーとフランチャイジーの営む事業を、フランチャイズ事業と対象事業に区別（Q6、Q7）
- ・フランチャイズ契約の法的性質を、ライセンス契約性、非労務供給契約性と理解（Q10、Q11）
- ・フランチャイズ契約の法的特徴を、フランチャイザーとフランチャイジーの事業の別個独立性、利害対立性、フランチャイジーの独立の事業者性と理解（Q12）

◆契約条項の整理・分類

- ・フランチャイズ契約に特有の条項を、制約の対象となる行為と制約の態様に従って、①営業活動以外の行為の制限・禁止、②営業活動の指定・義務づけ、③営業活動に対する推奨、助言・指導の

3つのグループに整理 (Q25)

- 各グループに属する条項を、フランチャイザーのための目的（権益）とフランチャイジーのための目的（権益）に従って整理（典型例を一覧表にて提示）（Q26、Q28、Q31）
- 営業活動の指定・義務付けの条項は、フランチャイザーの権益確保とフランチャイジーの事業能力向上の表裏一体性、有益性の原則の性質を有することを指摘（Q29）
- 営業活動に対する推奨、助言・指導の条項は、任意性の原則の性質を有することを指摘（Q32）

(2) ビジネス・フォーマット型フランチャイズとしての理念型（法的性質・特徴）に対する反対説

ビジネス・フォーマット型フランチャイズとしての理念型に基づく法的性質（ライセンス契約性、非労務供給契約性）、法的特徴（事業の別個独立性、フランチャイジーの独立の事業者性）に対しては、次のとおり、反対説が存在しています。

- ライセンス契約性に対する「流通契約説」、「独自契約説（混合契約説を含む）」（Q10）
- 非労務供給契約性、フランチャイジーの独立の事業者性を否定する「フランチャイズ・チェーン事業」における「総括、管理監督の関係説」（フランチャイズ契約の労務供給契約性、フランチャイジーの労務供給者性肯定説）（Q74）
- 事業の別個独立性を否定する（曖昧にする）商学ないし商業実務上の「フランチャイズ・チェーン事業」の概念における「統合、分業の関係説」「共同事業関係説」（Q15）
- フランチャイジーの独立の事業者性を否定する（曖昧にする）「組織型契約説」、商学ないし商業実務上の「組織化小売業」の概念（Q13、Q14）

2 取引の適正化

(1) 本書の立場

本書は、フランチャイズ契約を事業者間契約と理解する伝統的立場に立ち、**1**で述べたフランチャイズ契約の法的性質・特徴、特にライセンス契約性、フランチャイジーの独立の事業者性を前提に、次のとおり、**1**で述べた3つのグループに属する条項ごとに、その性質に従い、法適合性(*)の要件を定め、取引の適正化をはかっています。

◆営業活動以外の行為の制限・禁止

フランチャイジーの法益との利益衡量を考慮し、法適合性の要件を「目的の正当性+制限・禁止の必要性+相当性」と整理(Q27)

◆営業活動の指定・義務づけ

フランチャイジーの法益との利益衡量に加え、フランチャイザーの権益確保とフランチャイジーの事業能力の向上の表裏一体性、有益性の原則の性質を考慮し、法適合性の要件を「目的の正当性+指定・義務づけの必要性+相当性+有益性」と整理(Q30)

◆営業活動に対する推奨、助言・指導

任意性の原則の性質を考慮し、法適合性の要件を「フランチャイジーの任意の決定・判断への働きかけの程度・範囲を逸脱して、不当にその意思・行動を抑圧しないこと」と整理(Q33)

*法適合性

当該条項の内容・運用が民法上の法律行為の有効要件や、権利の行使に関する制約を規定した条項(公序良俗、信義則、権利濫用)に抵触しないこと、債務不履行・不法行為を構成しないこと、または独禁法が禁止する不公正な取引方法に抵触しないこと

(2) 反対説（フランチャイズ契約の労務供給契約性、フランチャイジーの労務供給者性の肯定説）

(1)に対しては、ビジネス・フォーマット型フランチャイズとしての理念型に基づく法的性質（特に非労務供給契約性）、法的特徴（特にフランチャイジーの独立の事業者性）を否定し、フランチャイズ契約の労務供給契約性、フランチャイジーの労務供給者性を肯定する反対説が存在しています（Q74）（コンビニ・フランチャイズ契約のフランチャイジーに労組法上の労働者性を肯定した岡山県労委命令。同命令は後に取消しとなっている。第6章序説②(1)）。

反対説では、フランチャイジーの労組法上の労働者性が肯定されますが、これに対する論評については、Q75～Q81をご参照ください。

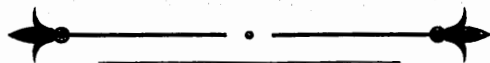
付言するに、反対説の主要な論拠は、フランチャイジーが独立の事業者であり、コンビニエンスストア事業のすべての損益が帰属するとの建前にもかかわらず、実際には、フランチャイザーによって、数多くの指定・義務づけや推奨、助言・指導の強要がなされ、これによって、事実上、フランチャイザーは、自らはリスクを負うことなく、フランチャイジーを自らが雇用する従業員と同様に指揮命令しているとの、いわば「いいとこ取り」の実態がある場合に、その適正化をはかり、救済手段を拡大するため、当該契約関係を労務供給契約とみなし、フランチャイジーに団体交渉権を認めるとの趣旨ではないかと思われます。

しかし、契約の実態としては、フランチャイジーが加盟金・ロイヤルティなどの対価を支払い、コンビニエンスストア事業の営業利益から事業者収入を取得し、フランチャイザーから報酬を受けておらず、コンビニエンスストア事業のすべての損益がフランチャイジーに帰属するとの事実は否定しようがありませんので、当該契約関係を労務供給契約とみなすことには無理があると考えられます。

また、フランチャイジーは、労務供給者のように自己の労働力を売る立場ではなく、フランチャイザーからフランチャイズ・パッケージを買う立場であり、フランチャイズ・パッケージの内容は、専門業者であるフランチャイザーが統一的に定めざるを得ませんので、フランチャイズ・パッケージ（フランチャイズ契約）の内容を団体交渉によって決定することには困難が予想されます。

したがって、(1)で述べたとおり、フランチャイジーの独立の事業者性を尊重する立場に基づき、フランチャイジーの営業活動に対する制約について、その法適合性の要件を厳格に解釈し、法適合性を欠く行為に対しては、民法上の損害賠償義務、独禁法の不公正な取引方法による規制を加えることによって、取引の適正化をはかるのが相当ではないかと考えられます。

第 1 章



フランチャイズ契約 の概念

基礎的概念の理念的考察

1 概 要

第1章は、フランチャイズ契約の総論として、次のとおり、ビジネス・フォーマット型フランチャイズとしての理念型に基づき、フランチャイズ契約の基礎的概念について検討を試みるとともに、フランチャイズ契約に適用される法律について解説するものです。

◆フランチャイズ契約の基礎的概念

フランチャイズ契約の定義、仕組み、法的性質・法的特徴、類似・隣接の契約類型との対比…第1節～第4節（Q1～Q20）

◆フランチャイズ契約に適用される法律…第5節（Q21～Q24）

2 企 図

フランチャイズ契約は、典型契約ではなく、契約実務・裁判実務が先行して発展を遂げてきた法的分野です。

典型契約の場合、契約の基礎的概念に関する知識・情報は、民商法の規定や体系書の解説によって得られますが、非典型契約では、これが存在しないため、先行する契約実務・裁判実務に基づき、基礎的概念を構築・提示することが要請されます。

しかし、従前の議論では、実務の処理に必要な基礎的概念が十分に提示されておらず、また、関連する商学ないし商業実務上の「組織型小売業」や「フランチャイズ・チェーン事業」などの概念との関係が不明確であったように思われます。

そこで、第1節～第4節では、ビジネス・フォーマット型フランチャイズとしての理念型に基づき、できるだけ伝統的な体系書のスタイルに近い形でフランチャイズ契約を定義づけ、その仕組みや法的性質・法的特徴を明確にするよう努めるとともに、商学ないし商業実務上の概念との関係について検討を試みました。本書の結論に反対する立場を含め、議論の整理に役に立つ内容となっているのではないかと考えています。

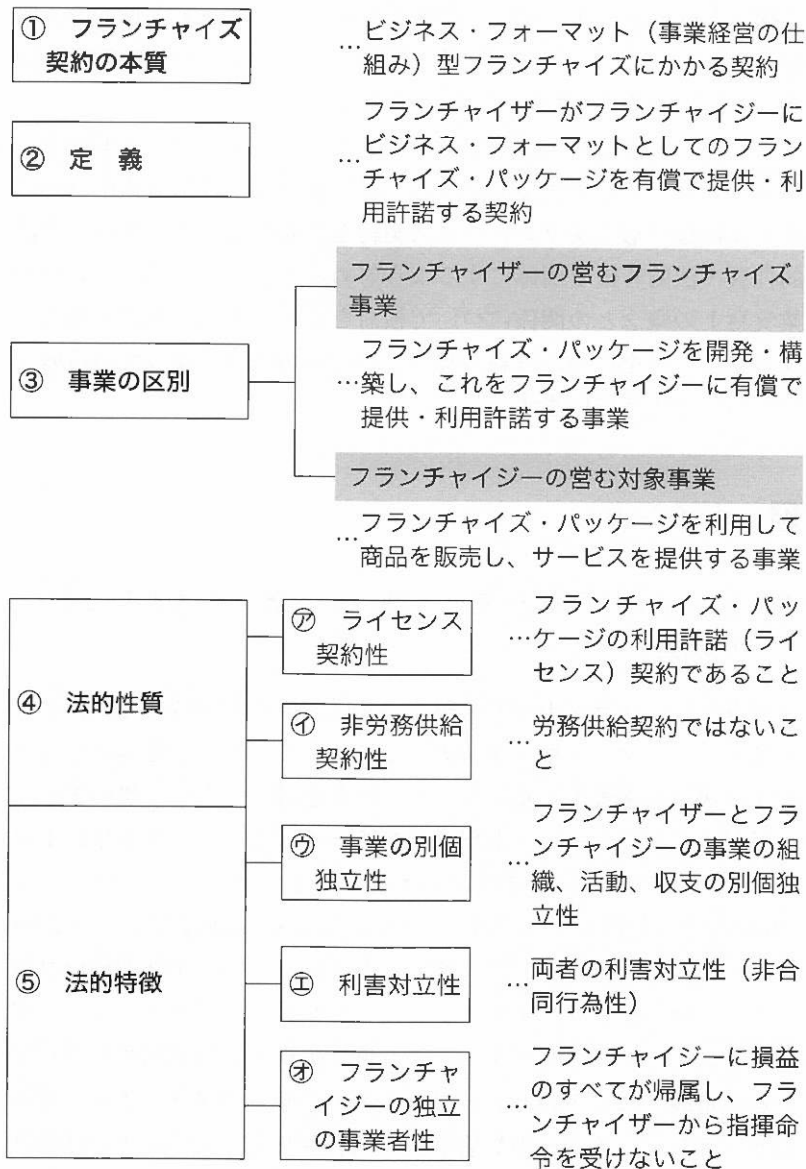
3 ポイント

(1) ビジネス・フォーマット型フランチャイズとしての理念型

本書では、フランチャイズ契約の基礎的概念の中核として、ビジネス・フォーマット型フランチャイズとしての理念型を提示しています。次頁の図表1に基づき、その概要を説明したいと思います。

ビジネス・フォーマット型フランチャイズとしての理念型によれば、①のフランチャイズ契約の本質は、ビジネス・フォーマット（事業経営の仕組み）型フランチャイズにかかる契約であると理解され、これを出発点として、②のとおりフランチャイズ契約はフランチャイザーがフランチャイジーにビジネス・フォーマットとしてのフランチャイズ・パッケージを有償で提供・利用許諾する契約であると定義され、③のとおりフランチャイザーのフランチャイズ事業とフランチャイジーの対象事業が区別されたうえで、④の法的性質として、㉞のライセンス契約性と①の非労務供給契約性が導か

【図表1】 ビジネス・フォーマット型フランチャイズとしての理念型



れ、⑤の法的特徴として、㊦のフランチャイザーとフランチャイジーの事業の別個独立性、㊧の両者の利害対立性、㊨のフランチャイジーの独立の事業者性が導かれます。

(2) 反対説

上述の法的性質・法的特徴に対しては、次のとおり、反対説が存在しており、第3節では、その議論の対立状況についても、解説を加えています。

- ㉑…㊦の「ライセンス契約性」に対する「流通契約説」「独自契約説（混合契約説を含む）」
- ㉒…㊧の「非労務供給契約性」、㊨の「フランチャイジーの独立の事業者性」（指揮命令関係の不存在）を否定する「フランチャイズ・チェーン事業」における「統括、管理監督の関係説」（フランチャイズ契約の労務供給契約性、フランチャイジーの労務供給者性肯定説）
- ㉓…㊦の「事業の別個独立性」を否定する（曖昧にする）商学ないし商業実務上の「フランチャイズ・チェーン事業」の概念における「統合、分業の関係説」「共同事業関係説」
- ㉔…㊨の「フランチャイジーの独立の事業者性」（指揮命令関係の不存在）を否定する（曖昧にする）「組織型契約説」、商学ないし商業実務上の「組織型小売業」の概念

⊗⊗ 著者略歴 ⊗⊗

遠藤 隆 (えんどう たかし)

昭和52年3月 京都大学法学部卒業

昭和55年3月 早稲田大学法学研究科修士

昭和58年4月 弁護士登録 (東京弁護士会)

コンビニ・フランチャイズ契約を中心にフランチャイズ契約の契約
実務、訴訟実務に従事

〒102-0083

千代田区麴町1丁目8番8号 グランドメゾン麴町406号室

遠藤法律事務所

TEL 03-5226-0319 FAX 03-5226-0419

Mail CZK13736@nifty.com